

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和6年7月2日

支出負担行為担当官

宮崎地方法務局長 河村 素子

本件は、見積りの相手方を特定することなく、見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定するオープンカウンター方式により実施する。

1 見積合わせに付する事項

- (1) 件名 宮崎地方法務局管内建築設備・防火設備点検業務委託
- (2) 仕様等 仕様書のとおり
- (3) 履行場所 都城地方合同庁舎 宮崎県都城市上町2街区11号
宮崎地方法務局分室 宮崎市江平東2丁目6番35号
日南法務総合庁舎 宮崎県日南市飫肥3丁目6番2号
小林法務合同庁舎 宮崎県小林市細野266番地1
- (4) 履行期限 令和6年10月29日（火）

2 参加資格

見積合わせに参加することができる者は、次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予算決算及び会計令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、D等級以上に格付けされ、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

- (3) 契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者であること。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、

以下のア及びイに示す者をいう。

ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒880-8513

宮崎市別府町1番1号

宮崎地方法務局会計課施設係（担当：福島）

電話：0985-22-5368

メール：kaikeika_miyazaki_moj_bal@i.moj.go.jp（ケーエーアイケーイーアイケーエー_エムア）

イワイセツトケーアイ_エムオージエイ_ヒール@アイ.エムオージエイ.ジオー.ジエイピー)

4 仕様書等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和6年7月23日(火)午後5時15分まで

(2) 配布場所

電子調達システム及び当局ホームページ

5 提出書類の提出方法及び提出期限

(1) 見積書の提出を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 「資格審査結果通知書(全省庁統一資格)」の写し

イ 暴力団排除に関する「誓約書(役員等名簿添付)」(別紙)

(2) 提出方法

次の内容により、電子メールで送信し、送信後、電話により送達確認を実施すること。

件名:【オープン】「宮崎地方法務局管内建築設備・防火設備点検業務委託」書類の提出について

宛先: kaikeika_miyazaki_moj_bal@i.moj.go.jp (ケーアイケーイーアイケーイー_エム
アワイセツトケーアイ_エムオージエイ_ヒール@アイ.エムオージエイ.ジオー.ジエイピー)

本文: 見積書を電子調達システムで提出する場合はその旨を記載すること。

※電子メールで送信できない場合は、上記3の場所に、持参又は郵送することでも差し支えないが、郵送する場合、書留郵便により後記(3)の期限までに必着で送付すること。

(3) 提出期限 令和6年7月24日(水)午後5時15分まで

6 見積書の提出方法等

(1) 見積書の提出について

ア 本見積依頼の公示及び仕様書等を熟読の上、上記5(3)の提出期限内に電子調達システムにより提出すること。

イ 電子調達システムによることができない場合は、上記3記載のアドレスに、上記5(3)の提出期限内に電子メールにより提出し、提出後は、電話により送達確認を実施すること。

なお、見積書の様式は、任意の様式で差し支えない。

ウ 上記ア及びイによることができない場合は、上記3の場所に、持参又は郵送することでも差し支えないが、郵送する場合、書留郵便により上記5(3)の期限までに必着で送付すること。

なお、見積書の様式は、任意の様式で差し支えない。

(2) 見積金額について

金額は総額で記載することとし、見積もった金額の110分の100に相当する金額（以下「税抜き価格」という。）を記載すること。

(3) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。

(4) 電子メール又は持参、郵送により提出する場合で、押印を省略するときは、会社の名称・所在地、代表者（又は代表者から委任を受けた者）の役職・氏名、担当者氏名・連絡先を記載すること。

7 見積合わせ

(1) 見積合わせの日時

令和6年7月25日（木）午前10時00分に非公開で行う。

(2) 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積がないときは、当局が選定した者へ見積りを依頼することができる。

8 見積書の無効

次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

(1) 参加資格のない者が行った見積り

(2) 記名押印を欠く見積り（ただし、発行権者の氏名、担当者の氏名及び連絡先が明記されている場合は押印を省略することができる。）

(3) 金額を訂正した見積り

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り

(5) 明らかに連合によると認められる見積り

(6) 同一人の見積りで金額の異なる2通以上の見積り

(7) 前各号に掲げるほか、当局の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

9 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、当局に最も有利になる見積りを行った者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、くじ引きで決定する。くじ引きの日程は、電話等で速やかに通知し、参加することができない場合は、その者に代わって当局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 見積り合わせの結果は、契約の相手方に決定した者のみに通知するほか、当局ホームページ等で契約者及び契約金額を公表する。

10 契約の締結

- (1) 契約の相手方に決定した後速やかに、電子調達システムにより請書を提出しなければならない。
なお、電子調達システムによることができない場合は、持参又は郵送により提出すること。
- (2) 契約の相手方が契約を結ばないときは、当局から損害賠償の請求を受けることがある。

11 契約保証金の納付 免除

12 その他

- (1) 見積りを提出した者は、見積り書提出後に、本見積り依頼の公示、仕様書、請書案又は現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 見積り書の作成及び提出等に係る費用は、すべて見積り合わせに参加する者が負担する。
- (3) 都合により、見積り合わせを取りやめることがある。
- (4) 契約の相手方を決定するために、見積り合わせ参加者に対し追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。
- (5) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約の相手方が、正当な理由なく業務を履行しない場合等不正・不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。

以上

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

宮崎地方法務局長 殿

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※1 押印を省略する場合は以下の事項を記入してください。

発行権者氏名

担当者氏名

連絡先

※2 添付書類：役員等名簿（※1に関係なく、必ず添付してください。）

(別紙)

役員等名簿

法人（個人）名：

所在地：

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

請 書 (案)

- 1 契 約 事 項 宮崎地方法務局管内建築設備・防火設備点検業務委託
- 2 契 約 金 額 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 金 円)
内訳 別添1 (支払金額明細書) のとおり
- 3 内 容 別添2 (仕様書) のとおり
- 4 履 行 場 所 別添2 (仕様書) のとおり
- 5 履 行 期 限 令和6年10月29日 (火)
- 6 支 払 条 件 本件業務の検査完了後、請求書受領から30日以内に
支払を受けるものとする。

上記のとおりお請けいたします。

令和6年 月 日

宮崎市別府町1番1号

支出負担行為担当官

宮崎地方法務局長 河 村 素 子 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名

連 絡 先

支払金額明細書

	宮崎地方 法務局	宮崎防衛 事務所	九州厚生局 宮崎事務所	宮崎地方 検察庁	都城税務署	都城労働 基準監督署	都城公共 職業安定所	自衛隊宮崎 地方協力本部	合 計
宮崎地方法務局分室				-	-	-	-	-	0
都城地方合同庁舎		-	-					-	0
日南法務総合庁舎		-	-		-	-	-	-	0
小林法務合同庁舎		-	-		-	-	-		0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

* 面積率により算出した金額の少数点第1位を切り捨て、端数金額の調整については宮崎地方法務局で行うこととする。